

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第七十号

#### 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和二十四年広島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（総会又は総代会に関する届出）</p> <p>第二条 組合の理事又は監事は、総会又は総代会が終了したときは、二週間以内に、その旨を、議案及び議事録の謄本を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、法第五十八条の二第一項及び第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により業務報告書を提出する組合にあつては、法第四十条第七項に規定する決算関係書類に係る議案の添付を省略することができる。</p> <p>（資源管理規程の認可申請）</p> <p>第三条 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、法第十一条の三第一項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の設定又は変更の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一―三 （略）</p> <p>四 法第十一条の三第三項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の同意を得たことを証する書類</p> <p>五 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十三条第一項に規定する資源管理協定又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下この号において「漁業権行使規則等」という。）が存する場合にあつては、資源管理協定又は漁業権行使規則等に従つた内容のものであることを証する書類</p> <p>六 （略）</p> <p>（共済規程の認可申請）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一―三 （略）</p> <p>四 設定の決議をした総会又は総代会の議事</p>	<p>（総会又は総代会に関する届出）</p> <p>第二条 理事又は監事は、総会又は総代会が終了したときは、二週間以内に、その旨を、議案及び議事録の謄本を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、法第五十八条の二第一項及び第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により業務報告書を提出する組合にあつては、法第四十条第七項に規定する決算関係書類に係る議案の添付を省略することができる。</p> <p>（資源管理規程の認可申請）</p> <p>第三条 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、法第十一条の二第二項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の設定又は変更の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一―三 （略）</p> <p>四 法第十一条の二第三項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の同意を得たことを証する書類</p> <p>五 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十三条第一項に規定する資源管理協定又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下この号において「漁業権行使規則等」という。）が存する場合にあつては、資源管理協定又は漁業権行使規則等に従つた内容のものであることを証する書類</p> <p>六 （略）</p> <p>（共済規程の認可申請）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一―三 （略）</p> <p>四 設定の議決をした総会又は総代会の議事</p>

- 録の謄本又は抄本
- 2 漁業協同組合又は水産加工業協同組合は、法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、当該変更又は廃止の決議をした総会又は総代会（共済規程の変更で法第四十八条第五項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）に該当するものについて、理事会の決議によることとしている場合にあつては、理事会）の終了後、遅滞なく、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一（略）
- 二 変更又は廃止の決議をした総会、総代会又は理事会の議事録の謄本又は抄本
- 三・四（略）

## 第六条 削除

- （定款変更の認可申請）
- 第八条 組合（漁業生産組合を除く。以下この条において同じ。）は、法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、定款変更の認可を受けようとするときは、申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一・二（略）
- 三 定款変更の決議をした総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 2（略）
- 一（略）
- 二 法第五十三条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による手続を終了したことを証する書面
- 三 法第五十四条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面
- 3・4（略）
- （定款変更に係る届出）

第八条の二 漁業生産組合は、法第八十四条の七第二項の規定による届出をするときは、次

- 録の謄本又は抄本
- 2 漁業協同組合又は水産加工業協同組合は、法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、当該変更又は廃止の決議をした総会又は総代会（共済規程の変更で法第四十八条第五項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）に該当するものについて、理事会の議決によることとしている場合にあつては、理事会）の終了後、遅滞なく、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一（略）
- 二 変更又は廃止の議決をした総会、総代会又は理事会の議事録の謄本又は抄本
- 三・四（略）

## （専用契約に関する届出）

第六条 組合（漁業生産組合を除く。）は、法第二十四条（法第九十二条第二項、第九十六条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約を締結したときは、その締結後二週間以内に、その旨を契約書の写し及び理事会の議事録抄本を添えて、知事に届け出なければならない。

- （定款変更の認可申請）
- 第八条 組合は、法第四十八条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、定款変更の認可を受けようとするときは、申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一・二（略）
- 三 定款変更の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 2（略）
- 一（略）
- 二 法第五十三条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による手続を終了したことを証する書面
- 三 法第五十四条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面
- 3・4（略）

に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け  
出なければならぬ。

- 一 変更した新旧条項を記載した書面
- 二 変更した理由を記載した書面
- 三 定款変更の決議をした総会の議事録謄本  
又は抄本

#### 第八条の三 (略)

(設立の認可申請)

第九条 発起人は、法第六十三条第一項（法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第一百条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可を受けようとするときは、申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一―四 (略)
- 五 役員の住所、氏名、履歴及び法第三十四条第十項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）ただし書に規定する資格を証する書面
- 六一九 (略)

(設立の届出)

第九条の二 漁業生産組合は、法第八十五条の二第四項の規定による届出をするときは、同項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一―四 事業計画書
- 二 役員の住所、氏名及び履歴を記載した書面
- 三 役員の選出が選挙によるときは、その選挙録の謄本
- 四 設立発起人の住所、氏名及び履歴を記載した書面
- 五 設立発起人が漁民であることを証する書面
- 六 設立目論見書
- 七 法第八十条から第八十二条までの条件を具備していることを証する書面

(解散の認可申請)

第十条 法第十一条第一項第四号又は第十二号の事業を行う組合（漁業生産組合を除く。）は、法第六十八条第二項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び法第九十一条第二項（法第一百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書

#### 第八条の二 (略)

(設立の認可申請)

第九条 発起人は、法第六十三条第一項（法第八十六条第三項、第九十二条第四項、法第九十六条第四項及び第一百条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可を受けようとするときは、申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一―四 (略)
- 五 役員の住所、氏名、履歴及び法第三十四条第十項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）ただし書に規定する資格を証する書面
- 六一九 (略)
- 十 漁業生産組合にあつては、法第八十条から第八十二条までの条件を具備していることを証する書面

(解散の認可申請)

第十条 組合は、法第六十八条第二項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び法第九十一条第二項（法第一百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 解散の決議をした総会の議事録の謄本
- 三 (略)

(解散の届出)

第十条の二 組合(法第六十八条第二項の組合を除く。)は、法第六十八条第四項(法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)、法第八十五条の四第二項及び法第九十一条第四項(法第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をするときは、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならぬ。

- 一 解散の理由を記載した書面
- 二 解散の決議をした総会の議事録の謄本
- 三 非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表
- 四 登記事項証明書

(合併の認可申請)

第十一条 組合(漁業生産組合を除く。以下この条において同じ。)は、法第六十九条第二項(法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならぬ。

- 一 (略)
  - 二 合併の決議をした各組合の総会(法第六十九条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合は理事会(法第三十四条の二第四項の組合にあつては経営管理委員会)の議事録の謄本  
三十五 (略)
  - 六 出資組合にあつては、法第六十九条第四項(法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び法第百条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第五十三条及び第五十四条の規定による手続を終了したことを証する書面
  - 七 (略)
  - 八 法第六十九条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合は同条第三項及び第四項の規定による手続を終了したことを証する書面
- 2 合併によつて組合を設立する場合は、前項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならぬ。
- 一 設立委員の履歴の概要及び法第七十条第一項(法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。)に規定する資格を証する書面

ない。

- 一 (略)
- 二 解散の議決をした総会の議事録の謄本
- 三 (略)

(合併の認可申請)

第十一条 組合は、法第六十九条第二項(法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならぬ。

- 一 (略)
  - 二 合併の議決をした各組合の総会(法第六十九条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合は理事会(法第三十四条の二第三項の組合にあつては経営管理委員会)の議事録の謄本  
三十五 (略)
  - 六 出資組合にあつては、法第六十九条第四項(法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び法第百条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第五十三条及び第五十四条の規定による手続を終了したことを証する書面
  - 七 (略)
  - 八 法第六十九条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合は同条第三項及び第四項の規定による手続を終了したことを証する書面
- 2 合併によつて組合を設立する場合は、前項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならぬ。
- 一 設立委員の履歴の概要及び法第七十条第一項(法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。)に規定する資格を証する書面

- 二 役員<sup>イ</sup>の住所、氏名、履歴及び法第七十条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条第十項本文に規定する資格を証する書面
- 三 (略)

（合併の届出）

- 第十一條の二 漁業生産組合（以下この条において「組合」という。）は、法第八十五条の五第三項の規定による届出をするときは、同項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならぬ。
- 一 合併の理由を記載した書面
  - 二 合併の決議をした各組合の総会の議事録の謄本
  - 三 合併の契約書の写
  - 四 合併の経過を記載した書面
  - 五 合併した各組合の財産目録及び貸借対照表
  - 六 法第八十六条第四項において準用する法第六十九条第四項において準用する法第五十二条及び第五十四条の規定による手続を終了したことを証する書面
  - 七 合併により存続又は設立する組合の定款及び事業計画書
  - 八 設立委員の履歴の概要及び法第八十六条第四項において準用する法第七十条第一項に規定する資格を証する書面
  - 九 合併により存続又は設立する組合の役員<sup>イ</sup>の住所、氏名、履歴を記載した書面
  - 十 設立委員会の議事録の謄本

（登記に関する届出）

第十三條 組合は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第一条、第七条から第八条まで及び第二十六条第十一項の規定により、登記を完了したときは、二週間以内に、その登記事項及び登記年月日を、知事に届け出なければならぬ。

- 二 役員<sup>イ</sup>の住所、氏名、履歴及び法第七十条第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条第十項本文に規定する資格を証する書面
- 三 (略)

（登記に関する届出）

第十三條 組合は、法第百一条、第百六条、第百七条及び第百九条の規定により、登記を完了したときは、二週間以内に、その登記事項及び登記年月日を、知事に届け出なければならぬ。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別記

別記

6cm(表)

6cm(表)

身分証明書様式

第 号

水産業協同組合業務会計状況検査員の証

職氏名

年 月 日生

右は水産業協同組合法第二百二十三条の規定による業務又は  
会計状況の検査を行う検査員であることを証明する

年月日

広島県知事 氏

名

8cm

身分証明書様式

第 号

水産業協同組合業務会計状況検査員の証

職氏名

年 月 日生

右は水産業協同組合法第二百二十三条の規定による業務又は  
会計状況の検査を行う検査員であることを証明する

平成 年 月 日

広島県知事 氏

名

8cm



(裏)

注 意

一―四 (略)

水産業協同組合法抜粋

第二百二十三条 (略)

2 (略)

3 行政庁は、第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、出資組合(漁業生産組合を除く。)の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。

5 (略)

(裏)

注 意

一―四 (略)

水産業協同組合法抜粋

第二百二十三条 (略)

2 (略)

3 行政庁は、第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、組合員に出資をさせる組合(第三百十条第一項第四十号において「出資組合」という。)(漁業生産組合を除く。)の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。

5 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の水産業協同組合法施行細則第十二条第二項の規定により交付された検査員証は、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則第十二条第二項の規定により交付された検査員証とみなす。